

## 新潟市未成年後見人支援事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、新潟市児童相談所が支援を行う児童等（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第1項に規定する児童等をいう。以下同じ。）について、その未成年後見人に係る報酬等の全部又は一部を助成することにより、未成年後見人の確保を図るとともに、費用負担が困難な児童等の日常生活の支援や福祉の向上に資することを目的とし、新潟市未成年後見人支援事業（以下「本事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (事業内容)

第2条 本事業における事業内容は、次のとおりとする。

- (1) 未成年後見人が未成年被後見人となる児童等（以下「未成年被後見人」という。）から受け取るべき報酬額の全部又は一部を助成すること（以下「報酬助成」という。）。
- (2) 未成年後見人及び未成年被後見人が加入する保険（公益社団法人日本社会福祉士会（以下「日本社会福祉士会」という。）が運営する未成年後見人支援補償制度に係る未成年後見業務賠償責任保険及び普通傷害保険に限る。）に係る保険料を助成すること（以下「保険料助成」という。）。

### (助成対象)

第3条 報酬助成及び保険料助成の対象となる未成年後見人は、児童福祉法第33条の8の規定に基づく新潟市児童相談所長の請求により家庭裁判所が選任した未成年後見人又は新潟市児童相談所長以外の者の請求により家庭裁判所が選任した未成年後見人若しくは家庭裁判所の職権により選任された未成年後見人（ただし、新潟市児童相談所長以外の者が選任の請求を行い選任された未成年後見人及び家庭裁判所の職権により選任された未成年後見人については、新潟市児童相談所長が選任請求を行う場合に準じる状況にあると新潟市児童相談所長が認める児童等に係る未成年後見人に限る。）であり、かつ、次に掲げる事項を全て満たしているものとする。

- (1) 未成年被後見人の現金、預貯金、有価証券、不動産その他の資産の評価額の合計が1,700万円未満であること。
  - (2) 未成年後見人が未成年被後見人の親族（民法（明治29年法律第89号）第725条に規定する者をいう。以下同じ。）以外の者であること。
  - (3) 未成年被後見人が児童福祉法第27条第1項第3号の規定により措置されている場合において、未成年後見人が当該未成年被後見人の入所している児童福祉施設を運営する法人若しくは当該法人の役職員又は委託されている里親ではないこと。
- 2 前項において、新潟市児童相談所長が請求を行う場合に準じる状況にあると新潟市児童相談所長が認める児童等とは、次の各号のいずれにも該当する児童等をいう。
- (1) 新潟市児童相談所が把握している児童等であること。

- (2) 保護者（児童福祉法第6条に規定する保護者をいう。以下同じ。）のない児童等又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童等であること。
- (3) 親族が監護・養育能力及び財産管理能力の全部又は一部を欠くため、親族以外の者を未成年後見人として選任せざるを得ない状況（親族以外の者が親族未成年後見人と共同で未成年後見人に選任されている場合を含む。）にある児童等であること。

（助成金額）

第4条 本事業における助成金額は、次のとおりとする。

- (1) 報酬助成 家庭裁判所が決定する報酬額の範囲内において、未成年後見人1人につき、未成年被後見人1人あたり月額20,000円を上限とする。
- (2) 保険料助成 第2条第2号に規定する保険に係る保険料の全額とする。

（助成対象期間）

第5条 報酬助成及び保険料助成の対象期間は、未成年被後見人が20歳に到達する日の前日までとする。

（報酬助成の申請及び決定）

第6条 未成年後見人は、報酬助成を受けようとするときは、「報酬助成申請書」（第1号様式）に次に掲げる書類を添付し、新潟市児童相談所を経由して市長に申請するものとする。

- (1) 「資産状況届出書」（第2号様式）
- (2) 「資産状況等に関する調査同意書」（第3号様式）
- (3) 家庭裁判所に提出した未成年被後見人に係る財産目録及び添付書類の写しその他届出日又は基準日現在の資産の評価額を確認できる資料

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、報酬助成を行うか否かを決定した上、「報酬助成（決定・却下）通知書」（第4号様式）により、決定の内容を未成年後見人に通知するものとする。

（報酬助成金の支払）

第7条 前条第2項の規定による報酬助成決定を受けた未成年後見人は、報酬助成金の支払を受けようとするときは、「報酬助成金支払請求書」（第5号様式）に報酬付与の審判書の写しを添付し、新潟市児童相談所を経由して市長に請求するものとする。

2 報酬助成金の支払は、未成年後見人が指定する金融機関口座（未成年後見人名義のものに限る。）に振り込む方法により行うものとする。

（保険料助成の申請及び決定）

第8条 未成年後見人は、保険料助成を受けようとするときは、「保険料助成申請書」（第

6号様式)に所定の未成年後見人補償制度加入依頼書を添付し、新潟市児童相談所を経由して市長に申請するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、保険料助成を行うか否かを決定した上、「保険料助成(決定・却下)通知書」(第7号様式)により、決定の内容を未成年後見人に通知するものとする。

#### (保険料助成金の支払等)

第9条 市長は、前条第2項の規定により保険料助成決定をしたときは、日本社会福祉士会に対し、前条第1項の未成年後見人補償制度加入依頼書を提出し、日本社会福祉士会の指定する方法により、保険料助成金を支払うものとする。

- 2 市長は、保険料助成金の支払後に日本社会福祉士会より送付される加入者証を受領したときは、これを速やかに未成年後見人に送付するものとする。

#### (事故等の発生報告)

第10条 保険料助成を受けている未成年後見人又は未成年被後見人は、事故等の発生により保険金の支払を求めようとするときは、所定の事故報告書に必要事項を記入し、新潟市児童相談所を経由して市長に提出するものとする。

#### (助成の継続)

第11条 未成年後見人は、報酬助成を翌年度も継続して受けようとするときは、毎年4月1日から5月末日までの間に、第6条第1項に規定する方法により、市長に申請するものとする。

- 2 未成年後見人は、保険料助成を翌年度も継続して受けようとするときは、毎年3月1日から3月15日までの間に、第8条第1項に規定する方法により、市長に申請するものとする。

#### (状況の確認)

第12条 新潟市児童相談所長は、1年に1回以上、未成年後見人及び未成年被後見人の状況を確認するものとする。

- 2 新潟市児童相談所長は、前項の確認のために必要があると認めるときは、未成年後見人に対し、報告又は資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

#### (未成年後見人の報告義務)

第13条 未成年後見人は、次に掲げるいずれかの事由が生じたときは、「状況変更報告書」(第8号様式)に必要書類を添付し、速やかに、新潟市児童相談所を経由して市長に報告しなければならない。

- (1) 未成年後見人が辞任し、又は解任されたとき。
- (2) 未成年被後見人が成年に達し、婚姻し、又は死亡したとき。

- (3) 未成年被後見人の有する資産の評価額の合計が1,700万円以上となったとき。
- (4) 未成年後見人が未成年被後見人を養子とする養子縁組をしたとき。
- (5) 前2号に定めるもののほか、未成年後見人が第3条に規定する助成対象に該当しなくなったとき。
- (6) 未成年後見人又は未成年被後見人が住所又は氏名を変更したとき。

(助成の終了)

第14条 前条第1号から第5号までのいずれかの事由が生じたときは、報酬助成及び保険料助成は終了するものとする。

- 2 報酬助成及び保険料助成が終了したときは、市長は、「助成終了通知書」(第9号様式)により、未成年後見人に通知するものとする。

(譲渡等の禁止)

第15条 報酬助成及び保険料助成を受ける権利は、これを譲渡し又は担保に供してはならない。

(助成金の返還)

第16条 市長は、未成年後見人が虚りその他不正な手段により報酬助成又は保険料助成を受けたことが明らかになったときは、報酬助成決定及び保険料助成決定を取り消した上、未成年後見人に対し、既に支払った報酬助成金及び保険料助成金相当額の全部又は一部の返還を請求することができる。

- 2 市長は、報酬助成金又は保険料助成金の支払後において、第13条第1号から第5号までのいずれかの事由が生じていたことが明らかになったときは、未成年後見人に対し、当該事由発生後に支払った報酬助成金及び保険料助成金相当額の全部又は一部の返還を請求することができる。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行日前に改正前の新潟市未成年後見人支援事業実施要綱の規定により行った手続その他の行為は、この要綱の相当規定により行った手続その他の行為とみなす。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

報酬助成申請書

(申請先)

新潟市長

未成年後見人 氏名 \_\_\_\_\_ 印

住所 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

新潟市未成年後見人支援事業実施要項に定める助成対象に該当することから、必要書類を添付し、次のとおり、報酬助成を申請します。

未成年 被後見人	氏 名	
	生年月日	年 月 日 生
	住 所	〒 _____
申 請 額	年額	円
助 成 対 象 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	
未成年後見人の選任日	年 月 日から	
新潟市児童相談所長が請求 を行う場合に準じる状況に あること (新潟市児童相談所長以外 の者の請求により未成年後 見人が選任された場合の み)	<input type="checkbox"/> 未成年後見人の選任請求時点において新潟市児童相談所が把握している児童等であること。 具体的事情： _____ <input type="checkbox"/> 保護者のない児童等又は保護者に監護させることが不適當であると認められる児童等であること。 具体的事情 _____ <input type="checkbox"/> 親族が監護養育能力に欠けるため、親族以外の者を未成年後見人として選任せざるを得ない状況にある児童等であること。 具体的事情 _____	

<添付書類>

- ・資産状況届出書（第2号様式）
- ・資産状況等調査同意書（第3号様式）
- ・家庭裁判所に提出した未成年被後見人に係る財産目録及び添付書類の写しその他届出日又は基準日現在の資産の評価額を確認できる資料

第2号様式（第6条第1項）

年 月 日

資産状況届出書

(届出先)

新潟市長

未成年後見人 氏名 \_\_\_\_\_ 印

住所 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

未成年被後見人 氏名 \_\_\_\_\_

新潟市未成年後見人支援事業に係る報酬助成の申請を行うため、次のとおり、未成年被後見人の資産状況を届け出ます。

資産の内訳	現金 (基準日 年 月 日)	_____ 円
	預貯金 (基準日 年 月 日)	_____ 円
	有価証券 (基準日 年 月 日)	_____ 円
	不動産 (基準日 年 月 日)	_____ 円
	その他の資産 (基準日 年 月 日)	_____ 円
資産の合計		_____ 円

第3号様式（第6条第1項）

年 月 日

資産状況等に関する調査同意書

（届出先）

新潟市長

未成年後見人 氏名 \_\_\_\_\_ 印

住所 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

未成年被後見人 氏名 \_\_\_\_\_ 印

住所 \_\_\_\_\_

未成年後見人が届け出た未成年被後見人の資産状況の内容に関し、新潟市未成年後見人支援事業に係る助成対象該当性の確認に必要な範囲において、関係機関等に調査を行うこと及び本同意書を開示することについて、同意します。

第4号様式（第6条第2項）

第 号  
年 月 日

報酬助成（決定・却下）通知書

未成年後見人

様

新潟市長 印

年 月 日付けで申請のあった新潟市未成年後見人支援事業に係る報酬助成について、次のとおり（決定・却下）しましたので、通知します。

決定の内容	報酬助成決定 ・ 報酬助成却下	
助成金額	_____円	
助成対象期間	年 月 日から 年 月 日まで	
未成年被後見人	氏名	
	生年月日	年 月 日生
	住所	〒 _____
備考		

※未成年後見人は、未成年被後見人の資産状況等に変更があったときは、速やかに状況変更報告書（第8号様式）により報告してください。



第5号様式（第7条第1項）

年 月 日

報酬助成金支払請求書

（請求先）

新潟市長

未成年後見人 氏名 \_\_\_\_\_ 印

住所 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

未成年被後見人 氏名 \_\_\_\_\_

報酬助成決定通知書（ \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日新児相家第 \_\_\_\_\_ 号）に基づく報酬助成金を次のとおり請求します。

請求金額	_____ 円	
助成対象期間	_____ 年 _____ 月 _____ 日から _____ 年 _____ 月 _____ 日まで	
報酬助成金の振込口座	金融機関名	
	支店名	
	口座種別	普通預金 ・ 当座預金
	口座番号	
	口座名義人	(フリガナ) _____

※報酬助成金の振込口座は、未成年後見人名義の金融機関口座としてください。

<添付書類>

- ・報酬付与の審判書の写し

保険料助成申請書

（申請先）

新潟市長

未成年後見人 氏名 \_\_\_\_\_ 印

住所 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

新潟市未成年後見人支援事業実施要綱に定める助成対象に該当することから，必要書類を添付し，次のとおり，保険料助成を申請します。

未成年 被後見人	氏 名	
	生年月日	年 月 日 生
	住 所	〒 _____
未成年後見人の選任日		年 月 日から
新潟市児童相談所長が請求を行う場合に準じる状況にあること (新潟市児童相談所長以外の者の請求により未成年後見人が選任された場合のみ)		<input type="checkbox"/> 未成年後見人の選任請求時点において新潟市児童相談所が把握している児童等であること。 具体的事情： _____ <input type="checkbox"/> 保護者のない児童等又は保護者に監護させることが不適當であると認められる児童等であること。 具体的事情 _____ <input type="checkbox"/> 親族が監護養育能力に欠けるため，親族以外の者を未成年後見人として選任せざるを得ない状況にある児童等であること。 具体的事情 _____

<添付書類>

- ・未成年後見人補償制度加入依頼書

第7号様式（第8条第2項）

第 号  
年 月 日

保険料助成（決定・却下）通知書

未成年後見人

様

新潟市長 印

年 月 日付けで申請のあった新潟市未成年後見人支援事業に係る保険料助成について、次のとおり（決定・却下）しましたので、通知します。

決定の内容		保険料助成決定・保険料助成却下
未成年被後見人	氏名	
	生年月日	
	住所	〒 ー
備考		

※未成年後見人は、未成年被後見人の資産状況等に変更があったときは、速やかに状況変更報告書（第8号様式）により報告してください。

状況変更報告書

(届出先)

新潟市長

未成年後見人 氏名 \_\_\_\_\_ 印

住所 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

未成年被後見人 氏名 \_\_\_\_\_

新潟市未成年後見人支援事業実施要項第13条各号に規定する事由が生じたので、次のとおり報告します。

事由発生年月日	年 月 日
発生事由の内容	

◆ 未成年被後見人の資産状況（資産状況に変更がある場合のみ記載ください。）

資産の内訳	現金 (基準日 年 月 日)	_____ 円
	預貯金 (基準日 年 月 日)	_____ 円
	有価証券 (基準日 年 月 日)	_____ 円
	不動産 (基準日 年 月 日)	_____ 円
	その他の資産 (基準日 年 月 日)	_____ 円
資産の合計		_____ 円

<添付書類>

- ・ 事由発生年月日を確認できる資料等

第9号様式（第14条第2項）

第 号  
年 月 日

助成終了通知書

未成年後見人

様

新潟市長 印

報酬助成及び保険料助成が終了しましたので、次のとおり、通知します。

終了日	年 月 日	
終了事由		
未成年被後見人	氏名	
	生年月日	年 月 日生
	住所	〒 ー